

イベント等における営業許可取扱要領

第1 趣旨

この要領は、給排水設備を有するイベントホール等で行われる食品の調理・販売において、提供される食品の安全を図るため、必要な事項を定める。

第2 申請及び許可

- (1) 食品を調理及び販売する場合の営業許可は飲食店営業（露店）とする。このとき、静岡県が定める営業施設基準の蛇口付き貯水槽及び排水槽については、イベントホール等に設置されている給排水設備とする。
- (2) 現に飲食店営業（露店）の営業許可を有している場合は、新規の許可を必要としないものとする。
- (3) 取扱食品については、飲食店営業（露店）取扱要領で定める食品とする。
- (4) その他の食品の取扱いについては、各々必要な営業許可を取得させること。
- (5) イベントホール等での給排水設備等の設置がイベント開催期間のみの場合、営業有効期間は当該開催期間とし、営業許可申請書には営業期間を記入するよう指導すること。
- (6) 営業許可の条件等営業許可に関する事項については、食品衛生許可関係事務処理取扱要領に基づくものとする。

第3 指導事項

- (1) 食品衛生法で保存基準のあるものについては、これを遵守すること。
- (2) イベント等の開催者は、飲食店営業（露店）の営業許可書等を確認するとともに食品の衛生管理の徹底について、常に注意を図ること。
- (3) イベント終了後、速やかに廃業届を提出すること。

附 則

この要領は、平成7年3月14日より施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日より施行する。